

# 会 議 録

## 1 会議名

平成27年度第1回 天水地域協議会

## 2 開催日時

平成27年5月25日（月）午後2時56分から午後5時00分

## 3 開催場所

天水支所3階会議室

## 4 出席者・欠席者

〈出席者〉

委員 村端勝洋、山本弘憲、田尻君子、笠久美子、藤川貴臣、坂田政二、  
福嶋昭浩、堀田昌子、上森繁美、大保健司、内村哲也、村上優一  
事務局 平野天水自治区事務所長、小山市民生活課係長、田尻市民生活課主任  
主管課 板倉生涯学習課長、小山生涯学習課課長補佐、富安生涯学習課主幹  
松田企画経営課長、堺企画経営課主任

〈欠席者〉

委員 西浦文子、吉川由美、村上勇樹

## 5 会議内容（公開）

議 事

- (1) 体育施設使用料の改定について（諮問）
- (2) 地域協議会の今後のあり方について
- (3) その他

## 6 議事の概略・協議結果

- (1) 体育施設使用料の改定について（諮問）  
生涯学習課の担当者から改定案についての説明後、質疑応答がなされた。  
一部要望が出されたが、その他は適当と認められた。
- (2) 地域協議会の今後のあり方について  
企画経営課の担当者からの説明後、質疑応答がなされた。
- (3) その他
  - ①平成27年度天水地域協議会の開催予定について  
事務局より、平成26年度は4回開催したが、27年度は3回程度開催する予定と報告があった。
  - ②玉名市自治基本条例検討委員会委員の推薦について

委員協議の結果、村上優一会長を推薦することになった。

③その他打ち合わせ

## 7 会議資料

- (1) 会議次第
- (2) 資料1 「体育施設使用料の改定に係る資料」
- (3) 資料2 「地域協議会の今後のあり方について」

## 8 傍聴者の数

0人

## 9 非公開の理由

—

## 10 会議録の種類

要点記録

## 11 発言の内容

(事務局)

みなさんこんにちは。定刻より少し早いですけど、全員揃いましたので、ただいまより、平成27年度第1回天水地域協議会を始めます。

本日は、西浦文子委員、村上勇樹委員、吉川由美委員の3名の委員さんから欠席の連絡をいただいておりますが、委員の半数以上の出席がありますので、本会議が成立することをご報告いたします。

それでは、開会にあたりまして、村上会長よりご挨拶をお願いします。

(会長)

委員のみなさん、お疲れでございます。こんにちは。

最近、ずっと毎週私事なんですけども、中学校の運動会、昨日小学校の運動会、そしてもうひとつ、31日もうひとつの小学校の運動会と3つ、孫達の運動会で少し疲れてですね、昨夜から熱が出まして、咳が止まりません。この気候というのは非常に意外と風邪を引きやすい時期なのかなと思ってます。先程某病院におきまして、山本理事とご一緒して同じ症状が出ております。もちろん冒頭から滑りますけれども、今日は特に微熱がありますので、ボーとしておりますので、その点充分ご協力のうえ、進行させていただきます。

今日は1件の諮問が出ておりますので、皆様方の意見等を拝見しながら答申に向けて審議をしたいと、時間の許す限り、ご審議いただいてご意見をいただきたいと思っております。よろしくをお願いします。

(事務局)

ありがとうございました。続きまして、村上会長より会議録署名人お二人の指名をお願いします。

(会長)

それでは、会議録署名人を指名します。本日は山本農協理事委員と田尻委員にお願いします。よろしいでしょうか。

それでは次に議事に入ります前に、4月の異動におきまして、事務局も変わっておりますので、ここで時間を借りまして自己紹介等をいただきまして、その後に審議に入ります。

(天水自治区事務所長)

みなさんこんにちは。4月の異動で天水支所の方に配属になりました平野です。今回が最後の異動となりまして、来年の3月までですけれども、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから4月より担当も代わっておりますので、ここで紹介をしたいと思ひます。

ただいま司会進行をしております小山係長です。(よろしくお願ひします。)

それから田尻主任です。(よろしくお願ひします。)

今年度このメンバーでお手伝いをさせていただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

(事務局)

それでは、議事に入ります。本会議の議長は会長が務めることとなっておりますので、議事の進行を村上会長にお願いしたいと思ひます。よろしくお願ひします。

(会長)

それでは早速議事に入ります。「体育施設使用料の改定について」、すみません座ったままで進行いたします。

「体育施設使用料の改定について」ということで、担当課からの説明をお願いいたします。よろしくお願ひします。

(生涯学習課)

みなさん改めましてこんにちは。まず議事の一番目ですけど、「体育施設使用料の改定について」、生涯学習課の方から説明させていただきます。

本日出席しております生涯学習課小山課長補佐、(小山と申します。よろしくお願ひします。)それと富安主幹です、(富安です。よろしくお願ひします。)私、生涯学習課長の板倉と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

**【担当課より資料に沿って諮問内容について説明】**

(会長)

それでは、「体育施設使用料の改定について」、担当課からの説明がありましたけれども、これよりみなさん方のご意見ご質問等をお聞きしたいと思ひます。

ご質問等ございましたら挙手、そして会議録を作成しますので、お名前を言ってからご質問に入っていただければ幸いかと思ひます。どなたかご質問等あったら挙手をしてお願いいたします。

(委員)

4ページ目です。県民体育祭の件です。これは玉名市の代表だけん、使用料はゼロにして良うはなかですか。具体の練習すつとには。どがんですか。

(生涯学習課)

これは継続的な取り扱ひでございます。今回、(今まで払いよったですか。)払いよんなはったです。だからもしこちらの無料の施設があんなはったなら、それを2分の1にするとい

うことはないんでしょうけれども、天水の体育館あたりも、(バスケットの練習とか相撲の練習とか、バレーの練習とかあるけんですね。) 2分の1支払われてあったと思います。

(委員)

市の代表だけなんです。代表のあったけん、無料にして良うはなかなて思いますけど。

(会長)

今、〇〇委員の方から、毎年開催されている県民体育祭のための使用料については減免が必要ではないかという話がありましたけれども、担当の方からはこれまでも使用料を取っていたと、(2分の1、継続して同じような減免処置として考えています。) これまでは取っていたけど、今後はですよ、減免する気はないかというご意見です。みなさん方、その件についてどなたか、ご質問とかありませんか。

(委員)

〇〇ですけど、玉名市がそがんだったんでしょう。こっち天水もお金ば取りよんなはったんですか。(取りよらん。) 取りよらんだったでしょう、今まで。

(生涯学習課)

合併後は、県体の練習につきましては、2分の1の使用料ということで、そのまま継続してきとります。実際の利用料につきましては、体育協会の方に補助金を出しておりますけれども、その体育協会の方から選手強化費ということで各協会の方に流しておりますので、その中で調整しての2分の1、減免という形で徴収したいと思います。

(委員)

県体に行った者が、今まで差し支えとけんね、県体に行って、お金の宴会費の無て言われたけんね。折角県体に行て、手銭で県体行かなんのかなって。

(委員)

〇〇委員の言われたこと、「そうだ。」と私も思いますけれど、予算的な面を今言われたんですよね、違う面でね。だからその予算を入れてもらえれば、じゃあここは2分の1でいいです。その代わり予算ももう少し、県体へ出場する人のためにもう少しお金をくださいというようなことは出来るんですか。

(会長)

今〇〇委員からこっちの方は2分の1の減免でいいけど、他の補助を増やしていくことは可能なのか、そういう支援をするというご意見でいいですか。可能なかどうか。

(生涯学習課)

予算が絡みますので、今の体育協会の運営費からするならば、その分は当然見込んだところで補助金はしてありますので、それをまたその分を2分の1を引き出すという形になりますと、ここで「はい、出来ます。」ということは言えませんが、そういう流れで体育協会とは話をして継続してさせていただいているところです。

(委員)

もう一度、一番最後のところ。

(生涯学習課)

2分の1は協会内で、種目の競技団体の協会内で出させていただくと。半分につきましてはすみません。協会を出していただくというよりも体協強化費ということで盛り込んだ形で、

2分の1は入っているということで、(入ってますね。それは分かっている。分かって私も話しました。) 支払っていただいているというところで、ご理解いただければと思います。

(委員)

今ここでは答えは出ないけど、プラスの話は後ほど、頑張っしていきましようという話ですか。

(委員)

本人さんは半分は払っている。あと半分は強化費から出ているという形ですか。

(生涯学習課)

いえ違います。半分は種目団体の方から払われてますけど、その分は強化費の方へ行って、ちゃんと補填をしているというような考え方ですので、強化費自体は運営費全体、競技団体の運営費の中でいろいろやり繰りをされていると思うので、他の部分の経費が上がってくると全体として少なくなる感じはしますけれど、そういうのは見込んで補助金強化費というのは設定をしているというようなことでご理解いただければと思います。

(会長)

何か他にありませんか。

(委員)

課長、この資料ですたいね、これは今市の中ではどこまで話が行つとるとですか。話がずっとひとまず全部行ってしまつとると。

(生涯学習課)

実を言うと今度の6月議会にです、議案として正式にあげる予定です。

(委員)

全部行ってしまつとるという訳たいな。なら、であるならば今更たとえこれをここで「変更をお願いします。」と言っても無理ということたいな。

(生涯学習課)

内容によります。当然これは諮問なので。

(会長)

ここで「こんな意見が出ました。」とか、これでひっくり返ったりすることは難しいところがあるかもしれないけど、意見は意見でどんどん出してください。

(委員)

毎年大体選手の方達決まっていると思うんですけど、選手の方達からのご意見とかはどうなっていますか。使用料の件については。

(生涯学習課)

体育協会の中で打ち合わせ、会議を行います。現段階で自治会、種目団体から代表の方を出していただいて協議する中で、種目によっては確かに運営費かなり厳しいということで話が上がっております。その点踏まえまして、現在の強化費という形で折り合いを付けておりますので、今後またそういったご要望があれば、再度体育協会の中で検討していただくという形になると思います。

(委員)

私も体育指導員やっておりますけれども、話はその通りなんですけど、基本的に種目団体、

選手で出られる人達は意識せんでよかつですよ。協会の方にきちんとお金をやってそっちの方で賄ってもらってるんですけど、いろいろ話を聞いて玉名市として強化選手をもちよつとバックアップしていこうとするのであれば、無料化していただくと、現状の強化費を他の所にも使えるだろうという話でしょう。

で、そういう意見をもし言ってもらえれば、言ってもらった方がですね。この中でもですね。是非そうやって「県民体育祭の選手のために施設は、県体の練習に関しては施設無料化にしてはどうだろう。」と声としてあげていただければ、強化費はもっと違う部分にも使えるということが有効になってくるのかなと思いますけど。言うこと分かりますか。

(分かります。ごもっともです。)

どがんですか。

大体強化費自体がもともとが「施設使用料とかにも使ってください。」ということで、体育協会から連動しとですよ。他にもいろいろ要るけんですね、強化費は。「施設使用料という名目でバックアップしましょう。」というなれば体育協会としてもそれはうれしいなと思います。

(委員)

すみません。諮問という意味がですね、今〇〇さんが言われたごつ、がんした意見のあるけん、天水からまた回答ばするでしょう。それは意見は通るとですか。もう議案として大体固まっとるけん、後はただこのような意見があった位で終わる訳ですか。

(生涯学習課)

当然今の話は、全体に掛かる話なので、天水独自の内容ていうならば、その意見をどう決めていくか、(どう反映させていくか。) どう選出していくかということになるかと思えますけれども、他の地域協議会あたりのご意見を聞いたうえで、今の内容につきましては判断しなくてはいけないかなと思います。

(委員)

市の代表だけんね、選手に負担ばかけんごつ、強化費は強化費で全額やるごつシステムばとってもらわんとしゃが、よかて思うけどね。

(生涯学習課)

回数の限度とかはなかつ。練習の回数の限度とかは。(今はない。)

ある程度使用料を払うというところで、練習回数の制限みたいのところはあるのかなと個人的には思うんですけども、無料いつでもどこでも使っていいよという風になると、もしかすると使わなくても予約を入れられる可能性もあるので、そういう部分で多少そういった制限を設けるという意味合いもあるかなと思ったもんですから、強化費の中でしとってください。

(委員)

使わないのに予約を入れる。それはなかでしょう。

(委員)

練習せんなら意味なかでしょう。

(生涯学習課)

他の利用者は当然認めての話なので、県体の前というのは運動のスポーツのシーズンです

からそういった部分で調整を図るためという意味合いもあるのかなと感じましたけれども。その点はまた地域協議会でご意見として答申の中で上がってくるのであるならば、整理していろいろ検討していきたいと思っています。

(会長)

そこは整理しましょう。他に何かありませんか。

(委員)

4 ページ、下から 2 段目の「・」ですね。中学校の部活動とかですね、天水中は武道場がないから、武道場ということですけど、中体連前とか場所が足らなくてバレーとかが天水町の体育館を使ったりするんですね。バスケットとバレーとか分かれて最後の方、そういう時も融通とかは出来るんですか。部活動としてやらなんぼってん、天水の中学校の体育館だけではもう時間もなかし、OB なんかも手伝いに来てくれたりしてやるのに、場所がちょっとという時町の体育館も使ってやると思うんですけど。

(生涯学習課)

その部分はたぶん現行がですね、そのように自治体でされていたかもしれないですけど、これはあくまでも市内統一という考え方から申しますと、他の中学校につきましてはその辺は調整して、自分の体育館を調整しながら部活動をやってらっしゃる。で、どうしても出来ないとか言って、公共の体育施設を使われる場合は、先程ここにありました高校生以下の料金 2 分の 1 という料金を支払われているというのが現状です。そういったところから考えると全てを同じような平等にすべきと考えて、当然武道場がないからこそ、こちらの体育館武道場を使わなくてはいけないというのは分かるんですけど、通常の部活動、学校内での調整が必要な部活動については、他の中学校と同じような捉え方でしていただきたいと思います。

(委員)

学校ごとには全然差がないという見方ですか。場所は充分天水中は足りているという感じですか。他と同類位のレベルということですか。

(生涯学習課)

他の中学校と同じような工夫といいますか、いろんな体育館でもやり方次第だと思うんですけども、バスケだったら男女いっぺんに 1 コートで出来たりとか、バレーはちょっと高さがあるかな、曜日で変えるとか。

(委員)

ばってんが、中体連はみんなどこも一緒じゃなかですか。

(生涯学習課)

そういうのは他の中学校はされているというふうに理解しております

(委員)

そうですか。他の体育館とか借りて独自にですか。

(生涯学習課)

借りてらっしゃる場合もあるかもしれませんが、基本学校の体育施設の中で調整されているというふうに理解しております。

(委員)

分かりました。また中学校に聞いてみます。

(委員)

中学校のナイター設備のあるところとないところとあるでしょう。それも兼ね合いのあるとじゃなかでしょうか。

(生涯学習課)

ナイター自体は基本社会体育の部分です。

(委員)

中体連前だったら、中学校にナイター施設があったら電気つけて遅くまで練習が出来るとか、そういうあれも出来るけんですね。そつと同じとじゃなかろうか。ちがうかな。

(条件が違うけんちょっと。)

(委員)

中学校辺の要望なんかも、もしあれば話をしてみます。

(生涯学習課)

その辺は当然あがってくるだろうと予想はしてはしておりましたが、やり方も含めて統一的なところは示さんといかんもんですから、そういうふうなやり方で今後はしていきたいです。

(委員)

中学生の部活に限らず、場所代なんかはよかなら玉名市として払わないような条件でやらせてあげたいというのが基本的にあったもんですから。

(生涯学習課)

そこは充分理解しています。

(会長)

同じ4ページです。先程使用料減免措置について、天水の早朝の天水グラウンドの利用が6時から9時まで借りられて無料、これは利用されている高齢者の方からも要望がいろいろあつとるのかどうか。早朝あるいは日中とか、どのような状況なのかどうか。

(生涯学習課)

私も無料を有料化するにあたって、一番の実態として把握しておかなくてはいけないのは、グラウンドゴルフの団体の方なのかなということで、昨年10月以降各自治体の実態を聞かせていただく中で、ご意見も聞かせていただきました。その中でやはり早朝の練習の方が当然多いということでございましたので、ぜひその部分につきましては無料でできないかというご意見は文書も含めて、天水だけじゃなくても岱明、横島におきましてもそういうご要望がございました。

(会長)

夏場の日中でも天水の方はやりなはるもんな、びっくりするとたい。ああいったふうにご利用されるとなグラウンドも荒れない訳、整備されて、そういう要望があれば日中でも高齢者のグラウンドゴルフについては無料でやっていいんじゃないかと思ったんですが、日中だからお金をいただきます、早朝は無料ですというのは、その組み分けはどこなのか、希望としては高齢者の方々も日中も無料の方が助かりますよね。

(生涯学習課)

当然無料であるのに必要な人は超したことはないと思います。しかしながら根本を申し上



げますと受益者負担を原則とすると該当としておりますので、その中での例外でこのように考えています。何で早朝かといいますと、利用頻度が低いというようなこともありまして、その部分については無料化でいいんじゃないか。日中になるとその分他の利用者が「利用したい。」というような場合もあろうかと思っておりますので、その部分につきましては同じ土俵です、利用していただきたいという思いがあります。

(会長)

いいですよ。早朝だけでも無料ということであればですね。

(生涯学習課)

かなり早朝の方が多い。冬場がちょっと日中にされるというふうに聞いています。

(会長)

夏場の日中にもされていますよ。よく日中せんでしなはるなて思いながら、通って見ております。頑張らすもん。

他に何かありませんか。

(委員)

その体育館は耐震は工事はされているんですか。

(生涯学習課)

昭和56年以降の建物というのは、新耐震基準に適合した施設となっております。

(委員)

そこは全然頑丈なんだよということなんです。施設別コストというのが書いてあったから、もし何かあったらそういうところが、もししてなかったらこれが上がるんでしょう。

(生涯学習課)

当初の建築費と同じような考え方になろうかと思えます。大規模改修というのは根本を改修するというのは通常の身近なコストとは別ということになります。

(生涯学習課)

私が持っている資料では、天水体育館昭和57年供用開始となっておりますので、56年以前のが耐震がありませんので、この資料からすると57年ですから、耐震はあると思えます。

(会長)

他にありませんか。

ないようでありましたら、地域協議会として、体育施設使用料の改定については、先程山本委員が言われた県体のそういった使用については無料がよいのではというご意見がありましたけれども、そういうことを答申してはどうかと思えますけれども、委員のみなさん、いかがでしょうか。

それと〇〇委員が言われました中学校の中体連の練習についても、中体連前だったら強化ということでこれについても出来るだけ無料で使わせてもらえるよう、答申したらどうかと、この2点。

(委員)

中学校の体育施設については各学校の平等という考えがあるなら、天水ばかり体育館のあるけん使うというのはそれもちょっとおかしいと思う。

(委員)

天水中学校の実情を詳しく知らんと言えんのかなど。私も使いよらしたごたると思っただけですね、中体連前にバレー部とか。

(委員)

現実としては中学校は使いよったと思うとたい。私共も見とるとばってんな。他所の体育館、中学校と比較して平等にせなんというなら天水ばかり、ここを使わせてくれというのは言われんのかなと思う。

(会長)

どうでしょうか。〇〇委員の県体についての使用というのは。

(委員)

それは認めてもらいたい。代表で行かれることだから。

(会長)

そういうことで、内の見解としてはこの意見を答申するというので、よろしいですか。

【一同賛成】

では、そういうことになりました。

次に「地域協議会の今後のあり方について」、担当課からの説明をお願いいたします。

【担当課より資料に沿って内容について説明】

(会長)

ただいま松田課長と堺主任に説明をしていただきました。

地域協議会が今年度来年の3月31日で終わるということで、代案機関が必要でないのかという意見も議会で出たようでありますので、協議会としてもこれが完全になくなってしまおうということじゃなくて、天水の地元のことをいろんなことを伝えるために代替機関をつくるべきという意見もあるかと思っておりますので、そのような意見も聞きたいので、いろんな意見をいただきたいと思っております。何かございませんか。

(委員)

ちょっと教えてください。合併特例法と地方自治法との違いみたいなことを言われて、内は自治法の方から考えています。確かにそうですね、これをみると。玉名市だけが自治法を採用して、他の所は特例法を持ってきているというのは、どのような基準なんですか。

(企画経営課)

内容的には、自治法で設置するものも特例法で設置するものもそんなに大差はない。違いがあるものはたとえば期間を定めるとか、いくつかの違いはあるんですけども、考え方としては、特例法に基づくものはあくまでも合併をしたからこれをつくったというのが基本スタンスになります。しかしながら、自治法によるものは地域の協同とか地域自治を進めるというのが基本スタンスになります。ですから基本スタンスをどこに置くかによってどの法律によるものかということが定まってきます。

当時の合併協議をされました合併協議会の委員という方が、天水の方からも代表者の方がいらっしゃいましたが、そういう議論の中で、今後玉名市は新たな玉名市として、ひとつの自治体として早く一体的な行政をする必要があるということで、従来からある自治法に基づく地域協議会の設置でいこうとおっしゃったことを記憶しておりますし、ですから本市のみが県下でも通常は合併特例法で基づくことが多いんですが、内の場合は地方自治法に基づ

くこのような会議になったということでございます。スタンス、気持ちの問題ということで捉えられて結構だと思います。

(会長)

よろしいですか。

これまでの取り組みの中で、地域協議会の8ページですが、開催の回数、こんなふうには各町村で違うのかな。何故玉名市とたとえば天水、天水が一番少ないんだけど、7回も少ないというのはこんなに違うのかな協議するのが。隣の横島だって37回で内より4回多い。どこでどういったすみ分けになっていますか。

(企画経営課)

内容については詳しくは資料を持ってきておりますので説明しますが、基本的にはその自治区に関わる分について議論をするものだから、たとえば回数が多いところについてはその分自分の区域に関わる部分でどうしても地域協議会の方に掛けんといかん、もしくは協議会の方に掛けて欲しいという地域協議会の委員のみなさんからの要望等があったと考えられる。具体的にその違いといいますと。

(会長)

年度ではおそらく1回くらいの違いだと思うけれども、トータルで7回も違いが出ている。

(企画経営課)

私の数え間違いではないと思いますけれども、たとえばまちづくり、21の星事業ございますよね、あの辺で諮問される回数の違いとかですね、というのは考えられるかもしれませんが。具体的にどこがかかってどこがかからなかったとかいうのは、今この場で言えれば分かりやすいんですけど、ちょっと横に並べてみないと。

(会長)

年度ではおそらく1回くらいしか違わんで思うとたいね。

(企画経営課)

それが10年間積み重なってのトータルで、その辺で開きが見えてきているのかなと。

(会長)

先程体育館の使用料の改定について諮問を受けたんだけど、あれも〇〇委員が言われるように6月議会に出すということで、諮問もこんなふうには今日なんて持ってきてもらっても、地域協議会の役割が果たせるのかなというのもあるけど、今後どういうふうな形で代わる組織機関が必要なのかと聞かれても、後手後手の話をもってきてもらっても話にならん訳だから。これが9月議会に掛けるんだったら今の時期で良いのかなと思うけど、6月で出来あがったのを話しても何やて。ただし、これに代わるものが必要じゃないかなって個人的には思います。

(委員)

地方自治法というので、やってきている訳ですけど今まで、これは変わらんなら変わらんでよいのですか。

(企画経営課)

条例の規定で当初地域自治区をつくる時、議会の議決を得ていますが、条例という市の決まり規定をするものがあるのですが、そこで「10年間とします。」というふう決めてあ

る。ですから条例を改正すれば可能性はあります。

(委員)

そしたら同じような組織はできるということですね。特例法の方だったら期間限定だから引き続きやることは出来ないということですね。だから今みたいな感じで諮問してやっていく方法も考えられるということですか。

(企画経営課)

それは技術的には考えられます。新たに条例を改正して期間を延ばすとか、もしくは区域を変えるということも出来ます。合併してすぐの場合には旧合併市町村の区域をするような形なんですけど、自治法に基づくものについては、旧市町単位を区分けもできますし、その区域を分けることも出来ます。

(委員)

いろいろ問題がありはするけど、今日出た意見を改正をしながら、今のような状態を保ったままがよいのではと思いますけど。

(企画経営課)

設置する場合にその必要性等を考える場合に住民の皆様方のご意見を代用して意見を言われる分について究極の形として、市議会、議会というものがございまして、議会は公選に基づいて市民の皆様から付託を受けられた住民の代表者の方が議決権、予算に対する議決権をお持ちなんですけど、こういう形で代表者として意見をおっしゃられる、ひとつの機能があります。それと258行政区の代表の各行政区の区長さん、その代表者からなる区長会の総会もあれば、それぞれの校区の代表等からなる区長会協議会、そういうものの役割というものもあります。その際に地域協議会の代替機関の役割はどのようなものを置くのか、重複するような役割であるならば二重の機関は必要ないだろうというような意見も別にあるのはある。

(会長)

重複はしていない。だからこの協議会はいろんな代表者のトップだから、全全体質が違う。区長会とか議員とかは全然違う。

(企画経営課)

まさに今おっしゃったように枠組みの違いというのがあって、当事者に基づく地域自治区、については地縁団体等からなる集合体からなる。そういうような想定前提を考えてある部分がある。ですからその辺のところの位置づけを明確に謳いこんで、役割が明確に違うんだよ、だから必要なんだよというご意見を踏まえて、玉名市は今後も代替機能を維持していくんだという形にすればよいかな。最終的に答申ではありませんけれども、今回ヒヤリングする中で、この後も時間が来るかと思えますけれども、意見を聞いて指揮をしておりますので、そのような形を踏まえて、今後できれば第2回以降、こういう会に代案をお示ししたいと考えておりますので、引き続きご議論をお願いしたいと思います。

(委員)

やっぱりこういう会がないと意見を市の方にも伝える場所が必要だと思いますので、何らかの形での違う形かもしれないですけど、会は必要だとは思っています。

(委員)

農業委員会とかPTAとか認定農家さんとか商工会とか、いろんなところからの意見が集約できるので、こういう会は必要じゃないかと思います。

(委員)

やっぱり会長が今言われたごつ、議員さん達は地域が偏ると思います。天水から何人出ると限らんしですね。区長さんなんかはお互い回って代表になっている、地域の意見をと言われてもとても出来んし、代表で組織する地域の意見を発するそのような会議は何らかの形で必要と思うです。

(委員)

必要とは思いますが。でも今度必要性をもっと活用するというか、今のこの会はあったやつを聞いて、それで終わるような感じがして、どうもしてならないんですよ。だからそうじゃなくてもっと建設的に「こうだよね。」っていうその意見が通っていくというか、聞いてもらえるようなようなそういう会にしてもらえればもっと良いかなと思っているんです。

他の町の時は同じくらいにされているんですか、時期的には。(時期はほぼ一緒です。)他の所は何も言いませんか。

(企画経営課)

ある程度出来あがったとまではおっしゃられなくても、ほぼ出来上がりつつあるものを出しているというご意見は他の地域協議会でもお叱りとして受けることが多々あります。

(委員)

叱るんじゃないんですけどね。みんなが良くしようと思うんだから言うところで、早目に教えてもらいたい。

(委員)

途中の段階で諮問ばしてもらおうと、ある程度は反映が出来るかもしれないと思う。

(企画経営課)

その通りですね。これは言い訳になりますけれども、案がある程度固まる前に方向性が出ていない前に持ってくる時になかなかお話しが難しい部分もやはり市としてはあるんです。ある程度の方向性が見えてから最終的な今回のたとえば料金の改定等についても、ほぼ案は固まっているだろうというところでも、これは条例事項でございますから、決定なんかは市の方でする訳ではございませんので、決定するのはあくまで議会、となるとどの段階であってもいつまでたっても案であるし、修正可能なものと建前上はなるんです。

ただそれは建前であることを充分私は分かっておりますけれども、じゃあそれを事前の段階でたとえばかんかんがくがくの議論をしているときに、この地域協議会の中でお諮りして説明をするのが本当に適切なのかという判断もやはりそれぞれの担当課の方では働いてしまうんですね。

ですから、先程私お叱りという言葉を使いましたけれども、そのようなご意見を賜るときはよくあるというのも現実でございます。

なるべく早く早目早目にみなさん方のご意見を聞いて、その意見を踏まえた形での案をくくる。ですから、今回のような事柄の時にはまずは0ベースで、まずは皆様方のご意見を聞いて意見を踏まえたうえで叩き台をつくって、提案して修正しながら提案に持っていこう、そういうスタイルがベストなんですけど、そうできないものも多々あるという事情だけ、言

い訳になりますけど説明をしました。

(委員)

そこは分かっています。そこは分かって話をしました、私も。

(会長)

もし今後代案の機関を設置するのであれば、そこはちゃんとしてもらわんと、私たち何の為にしたのか分からなくなる。

(企画経営課)

特にこのことからみたらその通りなんです。ですから密に協議会の説明もしながらしていきたいと思います。ひとつ私の方から質問させて質問してもよいですか。

先程この地域協議会という性格は議員さんのような組織機関、それと区長会協議会のような組織とは違って、それぞれの各団体の代表者から来とるような形であるので、二つの立場とは違うんだよ、だから必要じゃないのかという意見がありました。私はまさにその通りだと思いますし、先程説明したように地方自治法が規定する地域自治区についてはそのようなことを権論として想定してあります。

そこでであえてお尋ねなんですけど、そういう団体、選ぶ、ひとつの玉名市、大きな玉名市の枠組みの中でそれぞれ出すべきなのかそういうのを考えていく。それとも今までのように旧町というエリアの中で考えるべきなのか。

冒頭私が申し上げましたけれども合併特例法という法律があるのに地域自治区、地域自治法うんぬんというものを採用した理由としては、たぶん当時の合併協議会の委員のみなさん方からやはり早く一体の市としてひとつの市として歩んでもらいたいというお気持ちもあったのかなと思うんです。ただそのエリア毎につくることは別に私はそれはそれで全然悪いとも何とも思わないですけど、そういうことも踏まえたうえで、皆様方からご意見があった団体の代表者からなる組織というのは、充分理解しましたけれども、エリアで考えた場合、たとえば玉名市に2エリアつくろか、南の方と北の方、もしくは4つつくろか。旧自治区、もしくは玉名市、旧玉名市においては面積が広いから、そこはさらに分けて6地区位にやろか。その辺の所もお尋ねしたいなと思って、逆に質問させていただきました。

(会長)

玉名市が大きいからそこは2つになっても問題はないと思う。天水はここはひとつ残したいよね、独自性があるから、地域が。玉名市は2つに分かれた方がよいかもしれんな。

(委員)

私も昨年PTAをやっていて、玉名市の街中のPTAの考えと地域の方のPTAの考え方というのはなかなかひとつにはなりません。だからいろいろ話はしていますけども、だから「代表がどっちが出ますか。」になったら、だいぶ話が違ってきたりはします。いろんな部分で弊害も出てきます。いろんな意見を聞きあげて欲しいなとは思っています。特にまた統廃合の問題もあります。小学校なんかもいろいろある中で、玉名市にひとつというのはなかなか厳しいものがあります。地域の実情も分かって欲しい。

(会長)

このような感じでよろしいですか。他にありませんか。

(委員)

私は今日は体育館の使用料のことがあるからですね、是非出席と思ったんですよ。今実際毎週木曜日に借りてビーチバレーをやっているんですよ。2時間借りて1,060円なんですよ。これで行きましたら今から2時間で400円でよいようになるんですか。

11ページ。来年の4月からはなりますか。助かります。

(生涯学習課)

3面借りて1面しか使いよんならんでしょう。

(委員)

1面と2面の時は倍になるんですか。

(生涯学習課)

1面いくらです。

(委員)

バトミントンコート、2コートだったら800円になる訳ですね。現行の方が安い。分かりました。

(委員)

組織の今後ですね。どうするかということで、八代とか山鹿とか菊池とか聞かれとるですね、その中でたとえば菊池市、菊池市は懇談会をつくりたいとか代替組織をつくる予定とか、まだつくるところはないんですか。たとえばこれは3月31日で終わっているんですよ。

(企画経営課)

菊池が既に出ています。条例が出ています。繰り返しになりますが、菊池の場合は全市的に各地区から何人だったかな人数がはっきりしませんが、各地区から代表者を出してそれを一堂に配した形で集まりが出来ています。旧市じゃなくて菊池市全体で。ただし人選は各地区から何人という形です。

(委員)

宇城市などもまだ出ていない。出来ているのは菊池市だけですか。

(企画経営課)

そうですね。位置づけはそれぞれ違ってくると思います。

(委員)

間が空くわけですよ。

(企画経営課)

既存のたとえば区長会協議会を活用しよるとか、そういう所もありました。

(村上会長)

後で委員には打ち合わせしようと思っていたけど、玉名市自治基本条例検討委員会の委員の推薦があがってきているけど、これはどういった、まちづくりのためというのは分かるんですけど、検討委員会の説明を、ちょっと議題がずれるけどよいですか。

(企画経営課)

会長の方から自治基本条例についてのお話がありましたので、これも私の課の方で所管をしておりますので、説明をいたします。

平成27年度今年度から玉名市では、自治基本条例というものをつくるということで、今進めております。自治基本条例は簡単に言うとまちづくりを推進するための基本的な理念等

を謳った条例であるということでございます。この基本条例の中に国でいえば大袈裟になりますけど、根幹的な国を動かす法律であれば憲法というのがありますけど、そのような形で自治体の中で中心となるどのようなまちづくりをしていくかというような基本理念を謳う条例ということで定めるもので、今回この条例を定めるにあたって各地区の代表者の方と各団体の代表者からなる12名の検討委員会をつくる訳です。

この検討委員会、専門的な言葉になりますけども、市長の付属機関ということになります。いろいろな計画書をつくるときに市長が委嘱をして付属機関というものを設置して、ここもそうですけど、その中で専門的といいますか、重点的にお話をしていただく。それを本年度設置しておるものですから、今後の第1回の会議開催に向けてその12名の委員の中の1人にそれぞれの地域協議会から1名ずつ参加して欲しいということで、会長の方に依頼文を出しています。ですから先程ちらっとおっしゃいましたけども、この会議の中でそこに出していただく委員さんを選んでいただけるのかなと思ったんですけども、そのような形で進めていただく。

また、自治基本条例というのがどういうものであるかについては、広く市民のみなさんにお知らせする必要があるので、本年度平成27年度の4月1日号の広報たまなから月1回になりましたけれども、「自治基本条例シリーズ」ということで毎回、基本条例がどういうものか、それと何を今後していくのか等、説明等をさせていただいているところでございます。

で、この場でさらに詳しく立ち入って説明をするとお時間が必要になるので、あくまでも冒頭に申し上げましたように玉名市のまちづくりをするための基本的な事柄について、たとえば市長の基本的なスタンス、市職員の基本的なスタンスまたは市議会、議員さんの基本的な構想といいますか、理念的に概念的に規定する。それぞれ規定するものは私どもであれば地方公務員法とかいう法律があったり、議員についてもそれぞれの法律に縛られている部分でございますが、それを分かりやすく市民の皆様方に検証的な形で知っていただくために条例化するというところでございます。

またどういう事柄について規定をしていくかというのもそれぞれの条例を制定する側の自由配置になるものですから、これも5月から3,000名の方にアンケートを出しておまして、ひょっとするとこの中にもアンケートの対象になられた方もいらっしゃるかと思いますが、黄色い紙のアンケートを玉名市内の18歳以上の対象者約3,000名に出してこの度1,000人以上の回答を得て、どういうものを盛り込んで欲しいとか基本条例自体必要だと思わないとか思わないとかいうことを聞いているところです。

説明がずれたかと思えますけれど。

(会長)

ありがとうございました。

それでは地域協議会の今後のあり方についてはよろしいですか。

(委員)

私たちが先だって施設の改築の話が出た時に住民の一人一人は意見があっても、それを集約するところがないと思ったし、今天水町で自治区で何が欲しくて何が必要なのかとか、玉名市で何をしなくてはいけないとか、そんなことが市民の一人一人に伝わってこないというか、何も知らないと思います、何もなければ。でもこうやってどの団体が話すことで、こ



んな問題があるんだということを一人一人が意識して話し合っ、そういう場がないといけないんじゃないかなと思いますし、連携するような組織というのは必要ですし、パイプをつないでいくというのが必要だと思うので、何かの形でみんなが代表者が集まってつながっていくのが大事なのかなと思います。是非残してください。

(会長)

副会長がうまくまとめていただきましたので、そういうことでよろしくをお願いします。そういうことで2つの議題についての質問等は終了します。

その他に入りますけれど、職員の方はこれで結構だと思います。

(委員)

体育施設のことでよかったら、高齢者のやつです。よかったら全部タダにしてもらえないかなと思います。というのは今から先人間はどんどん年寄りが増えていきます。そして健康を保つというやつでこういうことをされていると思いますので、もしよかったらそれを進めてもらって、病人に早くからならないように遅くから体が不自由になってもよいような、変な言い方ですけど、それを思って少しでもこういうところを安くしてもらって、健康に充分にしてもらえれば、市の方でも頑張ってもらってるんだなとなるんじゃないかなと私思いますので、よかったらそのあたりお願いしたい。

(会長)

その辺は答申として入れようか、よろしいですかね。貴重なご意見ですので。

(委員)

今の意見でいうと、ここに書いてあるのは高齢者対策、青少年育成を併せ持つような場合は内容精査の上でと書いてあるです。大体そういうのじゃなくて、対策はしてあるとは思いますが。

(委員)

ここで書いてあるのが、4ページの早朝だけしか書いてなかったから。

(委員)

早朝の上の方、もうひとつ上の上の段です。通常減免措置についての一番目です。スポーツ振興のみならず、他の目的、高齢者対策とかのところ。そうやって申請したりとか対策は出来るとでしょう。

(生涯学習課)

玉名市は全般的な話になるので、ある程度個別の案件では、なかなかないのかなというふうには思いますけれど、全体的に規定すべきじゃないのかなと推測されますけれども。確認なんですけど、グラウンドのみの今の話ですか。

(委員)

いや、グラウンドのみじゃありません。

(生涯学習課)

全ての施設においてですか。

(委員)

良かったらそっちの方がいい。

(生涯学習課)

大変申し訳ないんですけども、冒頭申し上げました受益者負担の原則の部分がございますので、高齢者対策の例外規定はこういった条件で入れさせていただいたところです。

(委員)

じゃそれを年齢を入れるというのは、年歳以上とか。ぼやっとさせておかなければいけない部分があったんでしょう、きつこの文章が。

(委員)

すみません、いいですか。3時からでしょうこの会議が、時間の都合で省させていただくというところが何か所もあったんですけど、何で3時からなんですか。もうちょっと開始の時間早まりませんか。

(事務局)

会議の時間は会長に打ち合わせて決めています。

(会長)

一応私の方で決めています。

(委員)

あくまで、終わりの時間が限られているでしょう。

(会長)

大体2時間程度で収めていくような運営を私がせなんといかんとだろうけど。意見を早めに出してもらえばいい。だから3時間も4時間もやってもどうか。2時間程度で、4時5時で終わるのかなと言われていた。

その他について、そちらの方から何かありますか。

(事務局)

今後の地域協議会の開催ですが、26年度は委嘱状交付もありまして4回開催されています。今年度は委嘱状交付がありませんので、3回くらい予定をしております。次回は夏くらいになると思います。前回のを見ていましたら通知は3週間前にと書いてありましたので、今後は3週間前に必ず通知を出すよう努力いたします。資料送付は1週間以上前に遅れないよう送付しますので、今後ともよろしく願います。

(委員)

メンバーの交代は事務局に申し出なんでしょうか。

(事務局)

委員の交代ですか。手順を確認します。

(会長)

その他ありませんか。

閉会の前にですね、先程申しました玉名市自治基本条例検討委員会の委員の推薦についてということで、企画の方から委員を1名この中から出して欲しいと言ってきています。

玉名市全体で12名位の検討委員会になるみたいですけども、任期は大体2年間で、全国約3,000自治体の中で今300位の自治体が条例をつくってやっています。県下では熊本市、大津町が既に基本条例を制定して進んでいると、県下3番目になります。

この中でどなたか2年間位になるんですけど、この委員になっっているいろんな意見を出していただけるような方どなたかおられませんか。

(委員一同)

会長、お願いします。

(会長)

分かりました。とりあえず行ってまいります。どういうふうになるか私も分からないけど、頑張ります。よろしくお願いします。

それでは、以上で全ての議事が終了しましたので、事務局にお返ししますけれども、先程〇〇さんの方から時間帯についてご質問がありましたけれども、私この3時というのは事務局と打ち合わせして決めておりますけれども、どうなのでしょう。時間はですね、1時30分位からするのか、2時位からがいいのか。3時からしてこの位で終わるのがいいのか、みなさん方、そこはどうなのでしょう。

※ 会議開始時間についての打ち合わせ

事務局の方にお返しします。

(事務局)

以上をもちまして、平成27年度 第1回天水地域協議会を終了いたします。  
長時間にわたり、ありがとうございました。

## 12 問い合わせ先

玉名市天水支所 市民生活課 TEL 0968-82-3111